

農地法等提出書類一覧表

○農地法第3条申請（農地及び採草放牧地の権利移動の制限）

（提出部数1部）

チェック	申請書類	備考
	3条許可申請書（原本）	必須
	土地登記事項証明書（原本）	必須 ・全部事項証明書に限る。 （相続登記・分筆登記済のもので、申請日から6カ月以内のもの）
	位置図	必須 ・住宅地図程度で申請地が特定できるもの。（地図上に申請地を表示すること。）
	営農計画書（原本）	右記に該当する場合 ・現に権限を持って耕作している農地が20アール未満の場合。 ・新規就農の場合。
	高齢取得申立書（原本）	右記に該当する場合 ・譲受人が70歳以上の場合。
	共有取得理由書（原本）	右記に該当する場合 ・譲受人が共有取得する場合。
	同一世帯上申書（原本）	右記に該当する場合 ・世帯が分かれているが、農業経営が同一である場合。（二親等内に限る）
	通作経路図	右記に該当する場合 ・市外在住、又は片道40km以上で1時間を超える場合。
	住民票（原本）等	右記に該当する場合 ・市外在住、又は所有者の現住所が登記事項証明書の住所と異なる場合。
	耕作証明書（原本）	右記に該当する場合 ・市外に所有農地又は耕作権限を持った農地がある場合。（その農地が所在する市町村農業委員会のもの）
	委任状（原本）	申請を代行者がする場合。

■譲受人が法人の場合の追加書類

（共通事項）

	法人登記事項証明書（原本）	・履歴事項証明書、現在事項証明書のどちらでも可。
	定款（写）、又は寄付行為（写）	

（農地所有適格法人）

	農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）	
	株主名簿（写）、又は 組合員名簿（写）	・法人形態が株式会社、又は 農事組合法人の場合。
	損益計算書（写）	・直近3カ年のもの。
	承認会社であることを証する書類（農林水産大臣の承認通知の写等）及びその構成員の株主名簿（写）	・左記の承認会社を構成員とする場合。 ※承認会社・・・「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社

（農業法人以外の法人）

	別紙3（農地法3条第3項該当）	・権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合。
	別紙4（その他特殊事由）	・農地法第3条第2項に該当する場合。 ・農地法第3条第2項第1号において農地法施行令第2条第1項第1号で定める事由に該当する場合。 ・農地法第3条第2項第2号及び4号において、農地法施行令第2条第2項で定める事由に該当する場合。

■その他会長が必要と認める書類

【参 考】

法人形態	所有権移転	貸借権設定
① 農地所有適格法人	○	○
② 学校法人、医療法人、社会福祉法人等	（目的により）○	○
③ 上記以外の法人	×	○